

労働者派遣法改正案・野党3党案のポイント

	野党3党案
法律名及び目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を改め、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とすること ○ 上記変更に伴い、目的部分も変更すること
日雇い派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 禁止
派遣労働者の雇用契約についての規制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用契約期間が2ヶ月以下の労働者派遣を禁止すること ○ 2ヶ月以下の雇用契約期間の場合、2ヶ月に1日を加えた雇用契約期間とみなすこと <p>【2ヶ月+1日とする理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 2ヶ月以下の有期雇用契約は解雇予告が適用されない ※ 健康保険・厚生年金は2ヶ月以内の有期雇用は適用外 <p>→派遣労働者の最低限のセーフティネットを確保するため</p>
直接雇用みなし規定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直接雇用みなし規定を創設。派遣先が以下に該当する違法行為を行った場合、派遣労働者が派遣先に対して「あなたが私の雇用主です」と「通告できる」とし、派遣先と派遣労働者との間に雇用関係が成立する規定を設けること <ul style="list-style-type: none"> ➢ 禁止業務で派遣を受け入れた場合 ➢ 無許可・無届と知りながら派遣を受け入れた場合 ➢ 期間制限を超えて派遣を受け入れた場合 等
均等待遇	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働者派遣をし、又は労働者派遣の役務の提供を受ける場合においては、労働者の就業形態にかかわらず、就業の実態に応じ、均等な待遇の確保が図られるべきものとする。
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣元から派遣労働者、派遣元から派遣先に対する通知義務事項を拡大 ○ 労働者派遣の受け入れにあたり、派遣先から派遣先労働組合へ通知義務 ○ いわゆるマージン率を含め事業運営の情報等について HP 等への公開を派遣元に義務づけ
派遣先責任の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣先での不利益取り扱い禁止 ○ 未払い賃金や社会保険未払いの派遣先の連帯責任 ○ 派遣先への安全衛生教育の義務付け ○ 派遣労働者の個人情報保護 ○ 派遣労働者所属労働組合と派遣先との団体交渉応諾義務 <p>——など 11 項目について派遣先責任を強化</p>
専ら派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人及びその子法人から成る法人グループを「一つの派遣先」とみなし、派遣元は労働者派遣の役務のうち 8 割を超えて、一つの派遣先に提供してはならないこと
罰則	<p>現行最高額を 300 万円から 3 億円へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 違法な労働者派遣事業を行った法人に対する罰則の強化 ○ 違法な労働者供給事業を行った法人に対する罰則の強化 ○ 派遣先に対する罰則の導入
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 【禁止業務の追加】専門業務を除き製造業派遣を禁止すること ○ 【一般労働者派遣事業】26 専門業務以外は常用雇用のみとすること ○ 【雇用保険法改正】派遣労働者等について、雇用される期間が 6 月未満であっても、雇用保険の被保険者とする